

C2  
50

千九百三十年「ロンドン」海軍條約  
[昭和6年]  
海軍省  
国立国会図書館



0056032-000



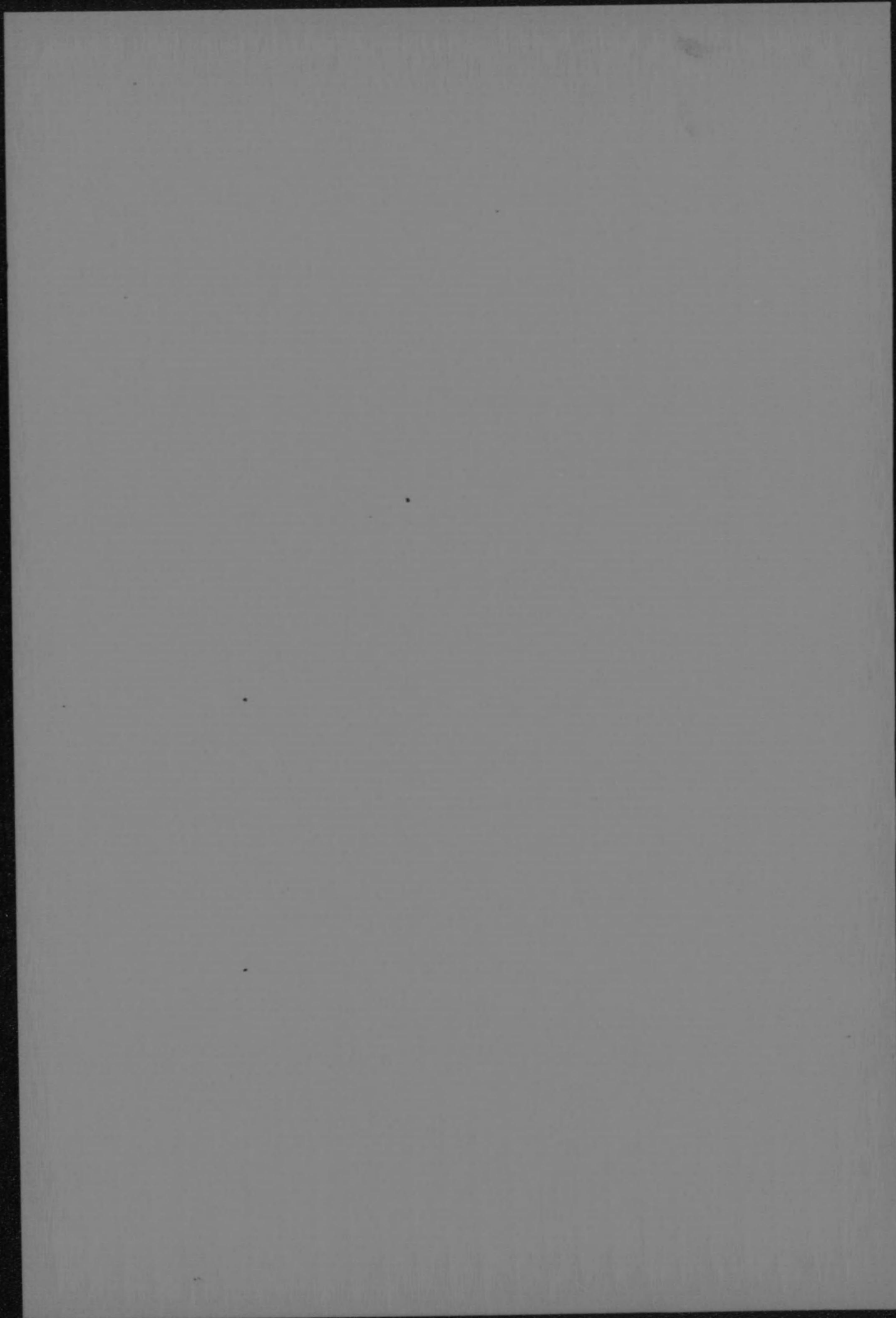
C2-50

千九百三十年「ロンドン」海軍  
條約

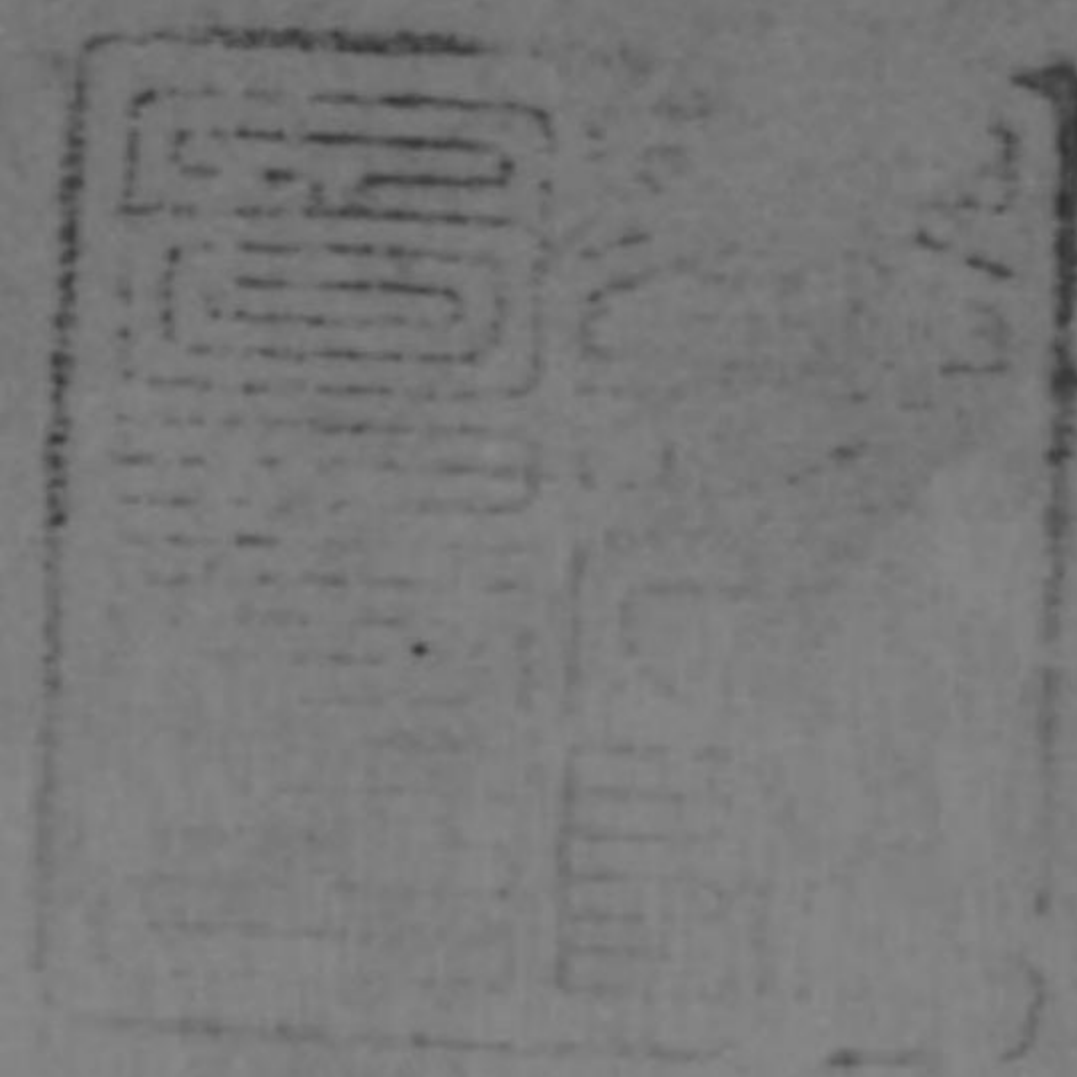
海軍省

[1931]

AJB



三九A 6



千九百三十年「ロンドン」海軍條約

海  
軍  
省

C2  
50



82W27301  
~~1074934~~

○昭和六年條約第一號（昭和六年一月一日官報號外掲載）  
朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和五年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員カ亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國及伊太利國ノ全權委員ト共ニ署名調印シタル千九百三十年「ロンドン」海軍條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和六年一月一日

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣	男爵 幣原喜重郎
外務大臣	男爵 幣原喜重郎
海軍大臣	男爵 安保清種

海軍大臣 長瀬 喜久雄  
 陸軍大臣 田代 隆  
 外務大臣 高橋 是清  
 内務大臣 齋藤 實

大正六年三月十一日

海軍大臣 長瀬 喜久雄

陸軍大臣 田代 隆

外務大臣 高橋 是清

内務大臣 齋藤 實

文部大臣 中野 實

司法大臣 高橋 是清

亞米利加合衆國大統領、佛蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下並ニ日本國皇帝陛下ハ競争的軍備ニ伴フ危険ヲ防止シ且負擔ヲ軽減センコトヲ希望シ竝ニ「ワシントン」海軍會議ニ依リ開始セラレタル事業ヲ進展セシメ且軍備ノ一般的ノ制限及縮少ノ漸進的實現ヲ容易ナラシメンコトヲ希望シ

海軍軍備ノ制限及縮少ニ關スル條約ヲ締結スルコトニ決シ依テ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

亞米利加合衆國大統領

國務長官「ヘンリ、エル、スティムスン」

英國駐簡大使「チャールズ、ジー、ドーズ」

海軍大臣「チャールズ、フランシス、アダムズ」

「アーカンソー」州選出上院議員「ジョーゼフ、タイ、ロビンソン」

「ベンシルヴェーニア」州選出上院議員「デーヴィド、エー、リード」  
白耳義國駐劄大使「ヒュー、ギブスン」  
「メキシコ」國駐劄大使「ドワイト、ダブリュー、モロー」

佛蘭西共和國大統領

内務大臣、内閣議長、下院議員「アンドレ、タルディユ」  
外務大臣、下院議員「アリストテイド、ブリアン」  
海軍大臣、下院議員「ジャック・ルイ、デュメニル」  
殖民大臣、下院議員「フランソア、ビエトリ」

英國駐劄佛蘭西共和國大使「エーメ・ジョゼフ、ドゥ、フルリオ」

「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」竝ニ國際聯盟ノ各個ノ聯盟國ニ非ザル英帝國  
ノ一切ノ部分

國庫尙書兼總理大臣、下院議員「ジェームズ、ラムジ、マクドナルド」  
外務大臣、下院議員「アーサー、ヘンダスン」

海軍大臣、下院議員「アルバート、ヴィクター、アレグザンダー」

印度大臣、下院議員「ウィリアム、ウエヂウッド、ベン」

「カナダ」

國防大臣、「カナダ」樞密顧問官、陸軍大佐「ジェームズ、レートン、ロールストン」

佛蘭西國駐劄「カナダ」特命全權公使、「カナダ」樞密顧問官「フィリップ、ロア」

「オーストラリア」聯邦

貿易及稅關大臣「ジェームズ、エドワード、フエントン」

「ニュー、ジーランド」

「ロンドン」駐在「ニュー、ジーランド」高級委員「トマス、メースン、ウィルフォード」

南阿弗利加聯邦

「ロンドン」駐在南阿弗利加聯邦高級委員「チャールズ、シアドア、ティ、ウォーター」

「アイルランド」自由國

「ロンドン」駐在「アイルランド」自由國高級委員「ティモシ、アロイシアス、スミディ」

印度

「ロンドン」駐在印度高級委員「サー、アトール、チャンドラ、チャタジー」

伊太利國皇帝陛下

外務大臣、下院議員「ディノ、グランディ」

海軍大臣、上院委員、海軍戦隊少將「ジウゼッペ、シリアンニ」

英國駐劭特命全權大使「アントニオ、キアラモンテ・ボルドナロ」

上院議員、海軍大將、男爵「アルフレド、アクトン」

日本國皇帝陛下

貴族院議員 若槻禮次郎

海軍大臣、海軍大將 財部彪

英國駐劭特命全權大使 松平恒雄

白耳義國駐劭特命全權大使 永井松三

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

## 第一編

### 第一條

締約國ハ千九百二十二年二月六日「ワシントン」ニ於テ相互ノ間ニ署名セラレ且本條約ニ於テ「ワシントン」條約ト稱セララルル海軍軍備制限ニ關スル條約ノ第二章第三節ニ規定セララルル主力艦代換トン數ノ龍骨据附ノ自國ノ權利ヲ千九百三十一年乃至千九百三十六年ノ期間中行使セザルコトヲ約ス

右規定ハ不慮ノ事變ニ依リ亡失シ又ハ破壊セラレタル艦船ノ代換ニ關スル前記條約第二章第三節第一款ハニ掲ゲラルル規定ノ適用ヲ妨グルコトナシ

尤モ佛蘭西國及伊太利國ハ前記條約ノ規定ニ依リ千九百二十七年及千九百二十九年ニ自國ガ起工スルノ權利ヲ與ヘラレタル代換トン數ヲ建造スルコトヲ得

### 第二條

一 合衆國、「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國竝ニ日本國ハ左ノ主力艦ヲ

本條ニ規定セラルル所ニ從ヒ處分スベシ

合衆國

「フロリダ」

「ユタ」

「アーカンソー」又ハ「ワイオーミング」

聯合王國

「ペンボ」

「アイアン、デューク」

「マーバラ」

「エンペラー、オヴ、インディア」

「タイガー」

日本國

比叡

(イ) (ロ)ノ規定ヲ留保シ前記艦船ハ「ワシントン」條約第二章第二節二(ハ)ニ依リ専ラ標的ノ用ニ變更

セラレザル限リ左ノ如ク廢棄セラルベシ

合衆國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ一隻及聯合王國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ二隻ハ本條約ノ實施ノ時ヨリ十二月以内ニ「ワシントン」條約第二章第二節三(ロ)ニ從ヒ戰闘任務ニ適セザルモノト爲サルベシ右艦船ハ右實施ノ時ヨリ二十四月以内ニ右第二節二(イ)又ハ(ロ)ニ從ヒ確定的ニ廢棄セラルベシ合衆國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ第二隻並ニ聯合王國ニ依リ廢棄セラルベキ艦船中ノ第三隻及第四隻ニ付テハ右期間ハ本條約ノ實施ノ時ヨリ夫々十八月及三十月トス

(ロ) 本條ニ依リ處分セラルベキ艦船中左記ハ練習用ノ爲保有セラルルコトヲ得

合衆國 「アーカンソー」又ハ「ワイオーミング」

聯合王國 「アイアン、デューク」

日本國 比叡

右艦船ハ本條約第二編第二附屬書第五款ニ規定セラルル状態ニ減勢セララルベシ右艦船ヲ要求セラレタル状態ニ減勢スルノ作業ハ本條約ノ實施ノ時ヨリ合衆國及聯合王國ニ付テハ十二月以内ニ又日本國ニ付テハ十八月以内ニ之ヲ開始スベシ右作業ハ前記期間ノ滿了ノ時ヨリ六月



以內ニ完了セララルベシ

右艦船中ノ何レカニシテ練習用ノ爲保有セラレザルモノハ本條約ノ實施ノ時ヨリ十八月以內ニ戰闘任務ニ適セザルモノト爲サレ且三十月以內ニ確定的ニ廢棄セララルベシ

二 本條約第一條ニ掲ゲラルル代換トン數ヲ佛蘭西國又ハ伊太利國ガ建造スルコトニ依リ「ワシントン」條約ニ依リ必要ト爲ルコトアルベキ主力艦ノ處分ヲ別トシ「ワシントン」條約第二章第三節第二款ニ掲ゲラルル一切ノ現存主力艦ニシテ處分セララルベキモノト前號ニ於テ指定セラレザルモノハ本條約ノ有效期間中保有セララルコトヲ得

三 代換ノ權利ハ代換トン數ノ起工ノ遲延ニ依リ失ハルルコトナク且舊艦ハ代換セララルルニ至ル迄ハ「ワシントン」條約第二章第三節第二款ニ依リ廢棄ノ期限ノ到來セル場合ト雖モ保有セララルコトヲ得

### 第三條

一 「ワシントン」條約ノ適用ニ付テハ該條約第二章第四節ニ示サルル航空母艦ノ定義ハ茲ニ左ノ定義ヲ以テ之ニ代フ

「航空母艦」ナル用語ハ排水量ノ如何ヲ問ハズ特ニ且專ラ航空機ヲ搭載スルノ目的ヲ以テ

設計セラレ且艦上ニ於テ航空機ノ發著シ得ル構造ヲ有スル一切ノ水上艦船ヲ包含ス

二 主力艦、巡洋艦又ハ驅逐艦ニ航空機ノ著艦用又ハ離艦用ノ臺又ハ甲板ヲ裝備スルコトハ右艦船ガ專ラ航空母艦トシテ設計セラレタルカ又ハ改造セラレタルモノニ非ザル限り右ノ如ク裝備セラレタル艦船ヲ航空母艦ノ艦種ニ算入シ又ハ分類スルニ至ラシムルコトナシ

三 千九百三十年四月一日ニ現存スル主力艦ニハ航空機著艦用ノ臺又ハ甲板ヲ裝備スルコトヲ得ズ

### 第四條

一 口徑六・一インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ搭載スル基準排水量一萬トン（一萬百六十メートル式トン）又ハ之ニ達セザル航空母艦ハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ若ハ建造セシムルコトヲ得ズ

二 一切ノ締約國ニ付本條約ノ實施セララル時ヨリ口徑六・一インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ搭載スル基準排水量一萬トン（一萬百六十メートル式トン）又ハ之ニ達セザル航空母艦ハ何レノ締約國ノ法域内ニ於テモ建造セラレザラルベシ

第五條

航空母艦ハ各場合ニ從ヒ「ワシントン」條約第九條若ハ第十條ニ依リ又ハ本條約第四條ニ依リ認めラルルモノニ比シ一層有力ナル砲ヲ搭載スル爲ノ設計及構造ヲ有セザルコトヲ要ス  
右第九條及第十條ノ何レノ場所ニ於ケルヲ問ハズ口径六インチ（百五十二ミリメートル）ト掲ゲラルルトキハ口径六・一インチ（百五十五ミリメートル）ヲ以テ之ニ代フ

第二篇

第六條

- 一 「ワシントン」條約第二章第四節ニ規定セラルル基準排水量ノ決定ニ關スル規則ハ之ヲ各締約國ノ一切ノ水上艦船ニ適用スベシ
- 二 潜水艦ノ基準排水量トハ乗員充實セラレ、機關据附ケラレ且航海準備（一切ノ武器及彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食、各種ノ需品竝ニ戰時ニ於テ搭載セラルベキ各種ノ要具ヲ含ム）完成シ唯燃料、潤滑油、清水又ハ「バラスト」用水ハ如何ナル種類ノモノタルヲ問ハズ之ヲ搭載

セザル工事完成セル艦船（非防水構造内ノ水ヲ含マズ）ノ水上排水量ヲ謂フ

- 三 海軍ノ各戰闘艦船ハ基準状態ニ在ル際ノ該艦船ノ排水量トシテ計測セラルベシ「トン」ナル語ハ「メートル式トン」ナル用語ニ於ケルモノヲ除クノ外二千二百四十ポンド（千十六キログラム）ノトンナリト解セラルベシ

第七條

- 一 基準排水量二千トン（二千三十二メートル式トン）ヲ超ユルカ又ハ口径五・一インチ（百三十ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ有スル潜水艦ハ何レノ締約國モ之ヲ取得シ又ハ之ヲ建造シ若ハ建造セシムルコトヲ得ズ
- 二 尤モ各締約國ハ基準排水量二千八百トン（二千八百四十五メートル式トン）ヲ超エザル潜水艦最大限三隻ヲ保有シ、建造シ又ハ取得スルコトヲ得右潜水艦ハ口径六・一インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超エザル砲ヲ搭載スルコトヲ得右隻數内ニ於テハ佛蘭西國ハ既ニ進水セラレタル口径八インチ（二百三十三ミリメートル）ノ砲ヲ有スル二千八百八十トン（二千九百二十六メートル式トン）ノモノ一隻ヲ保有スルコトヲ得
- 三 締約國ハ千九百三十年四月一日ニ於テ其ノ所有セル基準排水量二千トン（二千三十二メートル

ル式トシ)ヲ超エザル潜水艦ニシテ口径五・一インチ(百三十三ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ裝備セルモノヲ保有スルコトヲ得

四 一切ノ締約國ニ付本條約ガ實施セラルル時ヨリ基準排水量二千トン(二千三十二メートル式トン)ヲ超ユルカ又ハ口径五・一インチ(百三十三ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ有スル潜水艦ハ本條二ニ規定セラルル所ヲ除クノ外何レノ締約國ノ法域内ニ於テモ建造セラレザルベシ

第八條

左ノ艦船ハ之ニ對シ制限ヲ附スルコトアルベキ特別ノ協定ヲ留保シ制限ヲ免除セラル

- (イ) 基準排水量六百トン(六百十メートル式トン)以下ノ海軍水上戦闘艦船
- (ロ) 基準排水量六百トン(六百十メートル式トン)ヲ超ユルモ二千トン(二千三十二メートル式トン)ヲ超エザル海軍水上戦闘艦船但シ左ノ特性ノ何レヲモ有セザル場合ニ限ル
  - (一) 口径六・一インチ(百五十五ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ搭載スルコト
  - (二) 口径三インチ(七十六ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ四門ヲ超エ搭載スルコト

- (三) 魚雷ヲ發射スル様設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト
- (四) 二十ノットヲ超ユル速度ヲ得ル様設計セラレタルコト
- (ハ) 特ニ戦闘艦船トシテ建造セラレタルニ非ザル海軍ノ水上艦船ニシテ艦隊要務ノ爲ニ使用セラレ、軍隊輸送船トシテ使用セラレ又ハ戦闘艦船トシテノ用途以外ノ用途ニ使用セララルモノ但シ左ノ特性ノ何レヲモ有セザル場合ニ限ル
  - (一) 口径六・一インチ(百五十五ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ搭載スルコト
  - (二) 口径三インチ(七十六ミリメートル)ヲ超ユル砲ヲ四門ヲ超エ搭載スルコト
  - (三) 魚雷ヲ發射スル様設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト
  - (四) 二十ノットヲ超ユル速度ヲ得ル様設計セラレタルコト
  - (五) 装甲板ニ依リ防護セラレタルコト
  - (六) 機雷ヲ敷設スル様設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト
  - (七) 空中ヨリ航空機ノ著艦スル様裝置セラレタルコト
  - (八) 中央線上ニ航空機發進裝置一基ヲ又ハ各舷側ニ一基ヅツ即チ二基ヲ超エ搭載スルコト
  - (九) 航空機ヲ空中ニ發進セシムル何等カノ手段ガ裝置セラレタル場合ニ三機ヲ超ユル航空機

ヲ海上ニ於テ行動セシムル様設計セラレ又ハ改造セラレタルコト

### 第九條

本第二編第一附屬書ニ掲ゲラルル代換規則ハ航空母艦ヲ除クノ外基準排水量一萬トン（一萬百六十メートル式トン）ヲ超エザル艦船ニ之ヲ適用ス右航空母艦ノ代換ハ「ワシントン」條約ノ規定ニ依リ規律セララル

### 第十條

締約國ハ主力艦、航空母艦及第八條ニ依リ制限ヲ免除セラレタル艦船以外ノ各艦船ニシテ本條約ノ實施後締約國ニ依リ又ハ締約國ノ爲ニ起工セラレ又ハ竣工セラレタルモノノ起工ノ日及竣工ノ日ノ後夫々一月以内ニ左記細目事項ヲ他ノ各締約國ニ通知スベシ

(イ) 龍骨据附ノ日及左ノ細目

艦船ノ艦種別

トン及メートル式トンニ依ル基準排水量

主要寸法即チ水線全長、水線ニ於ケル又ハ水線下ノ最大幅員

基準排水量ニ於ケル平均吃水

最大備砲ノ口徑

(ロ) 竣工ノ日及右ノ日ニ於ケル當該艦船ニ關スル前記細目

主力艦及航空母艦ニ付爲サルベキ通知ハ「ワシントン」條約ニ依リ規律セララル

### 第十一條

本條約第二條ノ規定ヲ留保シ本第二編第二附屬書ニ掲ゲラルル處分規則ハ右條約ニ依リ處分セララルベキ一切ノ艦船及第三條ニ定義セララルル航空母艦ニ適用セララルベシ

### 第十二條

- 一 本第二編第三附屬書中ノ表ヲ關係締約國間ニ於テ變更スルコトアルベキ一切ノ補足協定ヲ留保シ右表中ニ示サルル特殊艦船ハ保有セララルコトヲ得ベク且其ノトン數ハ制限ヲ附セララルトン數中ニ包含セララルコトナカルベシ
- 二 右特殊艦船ノ保有ノ目的タル用途ニ充ツル爲建造セラレ、改造セラレ又ハ取得セララル他ノ何レノ艦船モ其ノ特性ニ從ヒ適當ノ戦闘艦船艦種ノトン數中ニ算入セララルベシ但シ右艦船ガ第八條ニ依リ制限ヲ免除セラレタル艦船ノ特性ニ適合スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 尤モ日本國ハ千九百三十六年十二月三十一日前ニ機雷敷設艦阿蘇及常磐ヲ新機雷敷設艦二隻ニ依リ代換スルコトヲ得各新艦船ノ基準排水量ハ五千トン（五千八十メートル式トン）ヲ超ユ

ルコトヲ得ズ右艦船ノ速力ハ二十ノットヲ超ユルコトヲ得ザルベク且該艦船ノ他ノ特性ハ第八條(ロ)ノ規定ニ從フベシ右新艦船ハ特殊艦船ト看做サルベク且其ノトン數ハ何レノ戰艦艦船艦種ノトン數中ニモ算入セラルルコトナカルベシ阿蘇及常磐ハ代艦竣工ノ時ニ於テ本第二編第二附屬書第一款又ハ第二款ニ從ヒ處分セラルベシ

四 淺間、八雲、出雲、磐手及春日ハ球磨級ノ最初ノ艦船三隻ガ新艦船ニ依リ代換セラレタルトキハ本第二編第二附屬書第一款又ハ第二款ニ從ヒ處分セラルベシ右球磨級ノ艦船三隻ハ本第二編第二附屬書第五款(ロ)ニ規定セラルル状態ニ減勢セラルベク且練習艦トシテ使用セラルベシ右艦船ノトン數ハ制限ヲ附セラルルトン數中ニ爾後包含セラレザルベシ

第十三條

千九百三十年四月一日前ニ固定練習用施設又ハ「ハルク」トシテ使用セラレタル各種ノ型式ノ現存艦船ハ航海不能ノ状態ニ於テ保有セラルルコトヲ得

第一附屬書

代換規則

第一款

本附屬書第三款及本條約第三編ニ規定セラルル所ヲ除クノ外艦船ハ其ノ「艦齡超過」ト爲ルニ先チ代換セラルルコトヲ得ズ艦船ハ其ノ竣工ノ日後左記年數ガ經過シタルトキハ「艦齡超過」ト爲レルモノト看做サルベシ

- (イ) 基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)ヲ超ユルモ一萬トン(一萬百六十メートル式トン)ヲ超エザル水上艦船ニ付テハ
  - (一) 千九百二十年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十六年
  - (二) 千九百十九年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ二十年
- (ロ) 基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)ヲ超エザル水上艦船ニ付テハ
  - (一) 千九百二十一年一月一日前ニ起工セラレタルトキハ十二年
  - (二) 千九百二十年十二月三十一日後ニ起工セラレタルトキハ十六年
- (ハ) 潜水艦ニ付テハ十三年

代換トン數ノ龍骨ハ代換セラルベキ艦船ガ「艦齡超過」ト爲ル年ノ三年ノ期間前ニ於テハ据附ケラルルコトヲ得ズ但シ右期間ハ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)ヲ超エザル代

換水上艦船ニ付テハ二年ニ短縮セラル  
代換ノ權利ハ代換トン數ノ起工ノ遅延ニ依リ失ハルルコトナシ

第二款

本條約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一隻又ハ數隻ノ艦船ニシテ之ガ保有ノ結果當該艦種ニ付  
許サレタル最大限トン數ヲ超過スルニ至ルモノハ代換トン數ノ竣工又ハ取得ノ時ニ於テ本第二編  
第二附屬書ニ從ヒ處分セラルベシ

第三款

艦船ハ亡失又ハ不慮ノ事變ニ依ル破壊ノ場合ニ於テハ直ニ代換セラルルコトヲ得

第二附屬書

艦船ノ處分規則

本條約ハ左ノ方法ニ依リ艦船ヲ處分スルコトヲ規定ス

- (一) 廢棄スルコト(沈没セシメ又ハ解體スルコト)
- (二) 艦船ヲ「ハルク」ニ變更スルコト

(三) 艦船ヲ専ラ標的ノ用ニ變更スルコト

(四) 艦船ヲ専ラ實驗用ノ爲保有スルコト

(五) 艦船ヲ専ラ練習用ノ爲保有スルコト

主力艦以外ノ處分セラルベキ何レノ艦船モ當該締約國ノ選擇ニ依リ廢棄セラルルカ又ハ「ハルク」  
ニ變更セラルルコトヲ得

主力艦以外ノ艦船ニシテ標的ノ用、實驗用又ハ練習用ノ爲保有セラレタルモノハ終局ニ於テハ廢棄  
セラルルカ又ハ「ハルク」ニ變更セラルベシ

第一款

廢棄セラルベキ艦船

(イ) 代換ノ事由ニ基キ廢棄ニ依リ處分セラルベキ艦船ハ其ノ代艦ノ竣工又ハ其ノ代艦一隻ヲ超ユ  
ル場合ニハ該代艦中ノ第一隻ノ竣工ノ日後六月以内ニ戦闘任務ニ堪ヘザルモノト爲サルコト  
ヲ要ス但シ右一隻又ハ數隻ノ新艦ノ竣工ガ遅延セラレタル場合ニ於テハ舊艦ヲ戦闘任務ニ堪ヘ  
ザルモノト爲スノ作業ハ右遅延ニ拘ラズ右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦中ノ第一隻ノ龍骨ノ据附  
ノ日ヨリ四年半以内ニ完了セラルベシ尤モ右一隻ノ新艦又ハ數隻ノ新艦ノ何レカガ基準排水量

三千トン(三千四十八メートル式トン)ヲ超エザル水上艦船ナル場合ニ於テハ右期間ハ三年半ニ短縮セラル

(ロ) 廢棄セラルベキ艦船ハ左ノ諸物件ガ撤去セラレ且陸揚セラレタルカ又ハ艦内ニ於テ破壊セラ

レタルトキハ戦闘任務ニ堪ヘザルモノト看做サルベシ

- (一) 一切ノ砲及砲ノ主要部分、射撃指揮所竝ニ一切ノ砲塔ノ旋回部
- (二) 一切ノ砲塔操作ノ水壓機械又ハ電力機械
- (三) 一切ノ射撃指揮要具及測距儀
- (四) 一切ノ彈藥、爆藥、機雷及機雷敷設用軌道
- (五) 一切ノ魚雷、實用頭部、魚雷發射管及發射管旋回盤用軌道
- (六) 一切ノ無線電信裝置
- (七) 一切ノ主要推進機械又ハ之ガ代トシテ装甲司令塔及一切ノ舷側装甲板
- (八) 一切ノ航空機用「クレーン」、「デリック」、昇降機及發進裝置竝ニ一切ノ航空機著艦用若ハ離艦用ノ臺及甲板又ハ此等ノ代トシテ一切ノ主要推進機械
- (九) 潜水艦ニ付テハ右ノ外一切ノ主要蓄電池、空氣壓搾裝置及「バラスト、ポンプ」

(ハ) 廢棄ハ艦船ヲ戦闘任務ニ堪ヘザルモノト爲スノ作業ノ完了期限ノ到來ノ日ヨリ十二月以内ニ左ノ方法ノ何レカニ依リ確定的ニ實行セラルベシ

- (一) 艦船ヲ永久ニ沈没セシムルコト
- (二) 艦船ヲ解體スルコト 解體ハ一切ノ機械、汽罐及装甲竝ニ一切ノ甲板、舷側及艦底ノ板ノ破壊又ハ撤去ヲ常ニ包含スベシ

第二款

「ハルク」ニ變更セラルベキ艦船

「ハルク」ニ變更スルコトニ依リ處分セラルベキ艦船ハ第一款ロ(六)、(七)及(八)ヲ除クニ規定セラルル條件ガ充サレ且左記ガ實行セラレタルトキハ確定的ニ處分セラレタルモノト看做サルベシ

- (一) 一切ノ推進軸、推力承、「タービン」減速裝置又ハ推進用主電動機及主機械ノ「タービン」又ハ蒸汽笛ヲ修繕シ得ザル程度ニ損壞スルコト
- (二) 推進機張出承ヲ撤去スルコト
- (三) 一切ノ航空機用昇降機ヲ撤去シ且解體スルコト竝ニ一切ノ航空機用「クレーン」、「デリック」

ク」及發進裝置ヲ撤去スルコト

本艦船ハ艦船ヲ戰鬥任務ニ堪ヘザルモノト爲スコトニ關シ第一款ニ於テ規定セララルル所ト同一ノ期限迄ニ前記状態ト爲サルルコトヲ要ス

### 第三款

標的用ニ變更セララルベキ艦船

(イ) 専ラ標的用ニ變更スルコトニ依リ處分セララルベキ艦船ハ左記物件ガ撤去セラレ且陸揚セラレタルカ又ハ艦内ニ於テ使用不能ノモノト爲サレタルトキハ戰鬥任務ニ堪ヘザルモノト看做サルベシ

(一) 一切ノ砲

(二) 一切ノ射擊指揮所及射擊指揮要具竝ニ主要射擊指揮通信電線

(三) 砲架操作又ハ砲塔操作ノ一切ノ機械

(四) 一切ノ彈藥、爆藥、機雷、魚雷及魚雷發射管

(五) 一切ノ航空用設備及附屬物件

本艦船ハ艦船ヲ戰鬥任務ニ堪ヘザルモノト爲スコトニ關シ第一款ニ於テ規定セララルル所ト同一

ノ期限迄ニ前記状態ト爲サルルコトヲ要ス

(ロ) 各締約國ガ「ワシントン」條約ニ依リ既ニ有スル權利以外ニ各締約國ハ専ラ標的用ノ爲左記ノ何時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル

(一) 三隻ヲ超エザル艦船(巡洋艦又ハ驅逐艦)但シ右三隻中一隻ニ限り基準排水量三千トン(三千四百八十メートル式トン)ヲ超エルコトヲ得

(二) 潜水艦一隻

(ハ) 標的用ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ビ戰鬥任務用ニ變更セザルコトヲ約ス

### 第四款

實驗用ノ爲保有セララル艦船

(イ) 専ラ實驗用ニ變更スルコトニ依リ處分セララルベキ艦船ハ本附屬書第三款(イ)ノ規定ニ從ヒ處理セララルベシ

(ロ) 一般の規則ヲ妨グルコトナク且他ノ締約國ニ適當ノ通告ガ爲サルコトヲ條件トシ本附屬書第三款(イ)ニ規定セララルル状態トノ相當ノ相違ハ特別ノ實驗用ノ爲必要ナルコトアルベキ範圍内



ニ於テ一時的措置トシテ許サルルコトヲ得  
右規定ヲ利用スル何レノ締約國モ右相違ノ全細目及右相違ヲ必要トスル期間ヲ提示スルコトヲ  
要ス

- (ハ) 各締約國ハ専ラ實驗用ノ爲左記ヲ何時ニテモ同時ニ保有スルコトヲ許サル
- (一) 二隻ヲ超エザル艦船(巡洋艦又ハ驅逐艦)但シ右二隻中一隻ニ限り基準排水量三千トン(三  
千四十八メートル式トン)ヲ超ユルコトヲ得
- (二) 潜水艦一隻
- (ニ) 聯合王國ハ實驗用ノ爲ノ必要ナキニ至ル迄主砲及砲架ノ既ニ損壞セラレタル「モニター」艦  
「ロバート」竝ニ水上飛行機母艦「アーク、ロイアル」ヲ其ノ現状ニ於テ保有スルコトヲ許サル  
右二隻ノ艦船ヲ保有スルコトハ前記(ハ)ニ依リ許サレタル艦船ノ保有ヲ妨グルモノニ非ズ
- (ホ) 實驗用ノ爲艦船ヲ保有シタルトキハ當該締約國ハ之ヲ再ビ戰闘任務用ニ變更セザルコトヲ約  
ス

第五款  
練習用ノ爲保有セララル艦船

(イ) 締約國ガ「ワシントン」條約ニ依リ既ニ有スル權利以外ニ各締約國ハ専ラ練習用ノ爲左ノ艦船  
ヲ保有スルコトヲ許サル

合衆國 主力艦一隻(「アーカンソー」又ハ「ワイオーミング」)

佛蘭西國 水上艦船二隻 内一隻ハ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)  
ヲ超ユルコトヲ得

聯合王國 主力艦一隻(「アイアン、デューク」)

伊太利國 水力艦船二隻 内一隻ハ基準排水量三千トン(三千四十八メートル式トン)  
ヲ超ユルコトヲ得

日本國 主力艦一隻(比叡)及巡洋艦三隻(球磨級)

(ロ) (イ)ノ規定ニ依リ練習用ノ爲保有セラレタル艦船ハ該艦船ガ處分セララルコトヲ要スル日ヨリ  
六月以内ニ左ノ如ク處理セララルベシ

一 主力艦

左記ヲ實行スベシ

(一) 主砲、一切ノ砲塔ノ旋回部及砲塔操作機械ノ撤去但シ砲塔三基ハ兵裝ノ儘各艦ニ存置

セラルルコトヲ得

- (二) 艦内ニ殘存スル砲ニ射撃訓練ノ爲要スル量ヲ超ユル一切ノ彈藥及爆藥ノ撤去
- (三) 司令塔竝ニ最前部及最後部ノ砲塔間ノ舷側裝甲帶ノ撤去
- (四) 一切ノ魚雷發射管ノ撤去又ハ損壞
- (五) 最高速力十八ノットヲ得ルニ要スル數ヲ超ユル一切ノ汽罐ノ撤去又ハ艦内ニ於ケル損壞

二 佛蘭西國、伊太利國及日本國ニ依リ保有セラルル他ノ水上艦船

左記ヲ實行スベシ

- (一) 砲ノ半數ノ撤去但シ主要口徑砲四門ハ各艦船ニ存置セラルルコトヲ得
- (二) 一切ノ魚雷發射管ノ撤去
- (三) 一切ノ航空用設備及附屬物件ノ撤去
- (四) 汽罐ノ半數ノ撤去

(ハ) 關係締約國ハ本款ノ規定ニ依リ保有セラルル艦船ガ戦闘用ノ爲使用セラレザルベキコトヲ約  
ス

### 第三附屬書

#### 特殊艦船

合衆國

艦船ノ名及型式

「アルーストック」	機雷敷設艦	四、九五〇	排水量
「オグララ」	機雷敷設艦	四、九五〇	
「ボールティモア」	機雷敷設艦	四、四一三	
「サン、フランシスコ」	機雷敷設艦	四、〇八三	
「シャイエーン」	「モニター」艦	二、八〇〇	
「ヘリナ」	砲艦	一、三九二	
「イザベル」	「ヨット」	九三八	
「ナイアガラ」	「ヨット」	二、六〇〇	
「ブリッヂボート」	驅逐母艦	一、七五〇	
「ドビン」	驅逐母艦	二、四五〇	

「メルヴィル」	驅逐母艦	七、一五〇
「フワイトニ」	驅逐母艦	一二、四五〇
「ホランド」	潜水母艦	一一、五七〇
「ヘンダスン」	海軍運送船	一〇、〇〇〇
		九一、四九六

佛蘭西國

艦船ノ名及型式

「カストール」	機雷敷設艦	三、一五〇	排水量
「ポリュックス」	機雷敷設艦	二、四六一	
「コンマンダン・ラスト」	水上飛行機母艦	一〇、〇〇〇	
「エース」	通報艦	六〇〇	
「マルヌ」	同	六〇〇	
「アングル」	同	六〇四	

「スカルプ」	同	六〇四
「シュイップ」	同	六〇四
「ダンケルク」	同	六四四
「ラフォー」	同	六四四
「パボーム」	同	六四四
「ナンシー」	同	六四四
「カレー」	同	六四四
「ラッシニー」	同	六四四
「レ、ゼバルジュ」	同	六四四
「ルミールモン」	同	六四四
「タユール」	同	六四四
「トゥール」	同	六四四
「エビナル」	同	六四四
「リエヴァン」	同	六四四

網敷設艦 ..... 二、二九三

二八、六四四

三〇

全英聯盟

艦船ノ名及型式

排水量

「アドヴェンチア」(聯合王國) 機雷敷設艦 ..... 六、七四〇  
「アルバトロックス」(「オーストラリア」) 水上飛行機母艦 ..... 五、〇〇〇  
「エリバス」(聯合王國) 「モニター」艦 ..... 七、二〇〇  
「テラー」(聯合王國) 「モニター」艦 ..... 七、二〇〇  
「マーシャル、ソールト」(聯合王國) 「モニター」艦 ..... 六、四〇〇  
「クライヴ」(印度) 「スループ」艦 ..... 二、〇二一  
「メドウェー」(聯合王國) 潜水母艦 ..... 一五、〇〇〇  
四九、五六一

伊太利國

艦船ノ名及型式

排水量

「ミラリア」 水上飛行機母艦 ..... 四、八八〇  
「ファア、デイ、ブルノー」 「モニター」艦 ..... 二、八〇〇  
「モンテ、グラッパ」 「モニター」艦 ..... 六〇五  
「モンテルロ」 「モニター」艦 ..... 六〇五  
「モンテ、チェンジオ」 前「モニター」艦 ..... 五〇〇  
「モンテ、ノヴェニオ」 前「モニター」艦 ..... 五〇〇  
「カンパニア」 「スループ」艦 ..... 二、〇七〇  
一一、九六〇

日本國

艦船ノ名及型式

排水量

阿蘇 機雷敷設艦 ..... 七、一八〇

三一

常磐	同	九、二四〇
淺間	老齡巡洋艦	九、二四〇
入雲	同	九、〇一〇
出雲	同	九、一八〇
磐手	同	九、一八〇
春日	同	七、〇八〇
淀	砲艦	一、三二〇
		六一、四三〇

### 第三編

亞米利加合衆國大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下並ニ日本國皇帝陛下ハ相互ノ間ニ於テ本第三編ノ規定ニ同意セリ

### 第十四條

合衆國、全英聯盟及日本國ノ海軍戰闘艦船ニシテ主力艦、航空母艦及第八條ニ依リ制限ヲ免除セラレタル一切ノ艦船以外ノモノハ本第三編ニ規定セララルル所ニ從ヒ又特殊艦船ニ付テハ第十二條ニ規定セララルル所ニ從ヒ本條約ノ有効期間中制限セララルベシ

### 第十五條

本第三編ノ適用ニ付テハ巡洋艦艦種及驅逐艦艦種ノ定義ハ左ノ如クナルベシ

#### 巡洋艦

主力艦又ハ航空母艦以外ノ水上艦船ニシテ基準排水量千八百五十トン（千八百八十メートル式

トン）ヲ超ユルカ又ハ口徑五・一インチ（百三十ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ有スルモノ

巡洋艦艦種ハ左ノ如ク二級ニ分タル

- (甲) 口徑六・一インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超ユル砲ヲ搭載スル巡洋艦
- (乙) 口徑六・一インチ（百五十五ミリメートル）ヲ超エザル砲ヲ搭載スル巡洋艦

驅逐艦

基準排水量千八百五十トン（千八百八十メートル式トン）ヲ超エザル水上艦船ニシテ口径五・一インチ（百三十三ミリメートル）ヲ超エザル砲ヲ有スルモノ

第十六條

一 千九百三十六年十二月三十一日ニ於テ超過スベカラザル巡洋砲、驅逐艦及潜水艦ノ各艦種ノ竣工トン數ハ左表ニ示サル

艦種	合衆國	全英聯盟	日本國
巡洋艦	(甲) 口径六・一インチ (百五十五ミリメートル)ヲ超ユル 砲ヲ有スルモノ 一八〇、〇〇〇トン (一八二、八八〇メートル式トン)	一四六、八〇〇トン (一四九、一四九メートル式トン)	一〇八、四〇〇トン (一一〇、一三四メートル式トン)
	(乙) 口径六・一インチ (百五十五ミリメートル)以下ノ 砲ヲ有スルモノ 一四三、五〇〇トン (一四五、七九六メートル式トン)	一九二、二〇〇トン (一九五、二七五メートル式トン)	一〇〇、四五〇トン (一〇二、〇五七メートル式トン)

驅逐艦	一五〇、〇〇〇トン (一五二、四〇〇メートル式トン)	一五〇、〇〇〇トン (一五二、四〇〇メートル式トン)	一〇五、五〇〇トン (一〇七、一八八メートル式トン)
潜水艦	五二、七〇〇トン(五三、五四三メートル式トン)	五二、七〇〇トン(五三、五四三メートル式トン)	五二、七〇〇トン(五三、五四三メートル式トン)

二 艦船ニシテ何レカノ艦種ニ於ケル合計トン數ヲシテ前記ノ表ニ示サルル數字ヲ超過スルニ至ラシムルモノハ千九百三十六年十二月三十一日ニ終ル期間中ニ漸次處分セラルベシ

三 (甲)級巡洋艦ノ最大隻數ハ合衆國ニ付テハ十八隻、全英聯盟ニ付テハ十五隻又日本國ニ付テハ十二隻タルベシ

四 驅逐艦艦種ニ於テハ割當合計トン數ノ一割六分ヲ超エザルモノハ基準排水量千五百トン（千五百二十四メートル式トン）ヲ超ユル艦船ニ使用セラルルコトヲ得千九百三十年四月一日ニ於テ竣工済又ハ建造中ニシテ右割合ヲ超ユル驅逐艦ハ保有セラルルコトヲ得ルモ基準排水量千五百トン（千五百二十四メートル式トン）ヲ超ユル他ノ驅逐艦ハ右一割六分迄ノ引下ガ實現セラル

ルニ至ル迄ハ建造セラレ又ハ取得セラルルコトヲ得ズ

五 巡洋艦艦種ニ於ケル割當合計トン數ノ二割五分ヲ超エザルモノニハ航空機著艦用ノ臺又ハ甲板ヲ裝備スルコトヲ得

六 第七條二及三ニ掲ゲラルル潜水艦ハ當該締約國ノ潜水艦合計トン數ノ一部トシテ計算セラルベキモノトス

七 本條約第十三條ニ依リ保有セラレ又ハ第二編第二附屬書ニ從ヒ處分セラルル艦船ノトン數ハ制限ヲ附セラルルトン數中ニ包含セラルルコトナカルベシ

第十七條

融通ヲ受クベキ艦種又ハ艦級ノ割當合計トン數ノ一割ヲ超エザル融通ハ(乙)級巡洋艦ト驅逐艦トノ間ニ於テ許サルベシ

第十八條

合衆國ハ(甲)級巡洋艦十五隻總トン數十五萬トン(十五萬二千四百メートル式トン)ヲ千九百三十五年迄ニ竣工スルノ企圖ヲ有ス合衆國ハ自國ガ建造スルノ權利ヲ與ヘラレタル殘餘ノ(甲)級巡洋艦

三隻ノ各隻ニ代フルニ(乙)級巡洋艦ノ一萬五千六百六十六トン(一萬五千四百九メートル式トン)ヲ以テスルコトヲ選擇スルコトヲ得合衆國ガ右殘餘ノ(甲)級巡洋艦三隻中ノ一隻又ハ二隻以上ヲ建造スル場合ニ於テハ第十六隻ハ千九百三十三年前ニハ起工セラレザルベク且千九百三十六年前ニハ竣工セラレザルベシ第十七隻ハ千九百三十四年前ニハ起工セラレザルベク且千九百三十七年前ニハ竣工セラレザルベシ第十八隻ハ千九百三十五年前ニハ起工セラレザルベク且千九百三十八年前ニハ竣工セラレザルベシ

第十九條

第二十條ニ規定セラルル所ヲ除クノ外第十六條ニ依リ制限ヲ附セラルル何レカノ艦種ニ於ケル起工トン數ハ該艦種ノ最大割當トン數ニ達スル爲ニ又ハ千九百三十六年十二月三十一日前ニ「艦齡超過」ト爲ル艦船ヲ代換スル爲ニ必要ナル量ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ代換トン數ハ千九百三十七年、千九百三十八年及千九百三十九年ニ「艦齡超過」ト爲ル巡洋艦及潜水艦並ニ千九百三十七年及千九百三十八年ニ「艦齡超過」ト爲ル驅逐艦ニ對シ起工セラルルコトヲ得

第二十條

第二編第一附屬書ニ掲ゲラルル代換規則ニ拘ラズ

- (イ) 「プロビシヤ」及「エフィンガム」(聯合王國)ハ千九百三十六年中ニ處分セララルコトヲ得  
千九百三十年四月一日ニ於テ建造中ナル巡洋艦ニ關係ナク千九百三十六年十二月三十一日前  
ニ全英聯盟ニ付竣工セララルベキ巡洋艦ノ合計代換トン數ハ九萬千トン(九萬二千四百五十六  
メートル式トン)ヲ超ユルコトヲ得ズ
- (ロ) 日本國ハ千九百三十六年中ニ完了セララルベキ新艦建造ニ依リ多摩ヲ代換スルコトヲ得  
千九百三十六年十二月三十一日前ニ「艦齡超過」ト爲ル驅逐艦ヲ代換スルコト以外ニ日本  
國ハ千九百三十八年及千九百三十九年ニ「艦齡超過」ト爲ル艦船ノ一部ヲ代換スル爲千九百  
三十五年及千九百三十六年ノ各年ニ於テ五千二百トン(五千二百八十三メートル式トン)ヲ  
超エザルトン數ヲ起工スルコトヲ得
- (ニ) 日本國ハ潜水艦トン數一萬九千二百トン(一萬九千五百七メートル式トン)ヲ超エザルモ  
ノヲ起工スルコトニ依リ本條約ノ有効期間中ニ於テ代換ヲ繰上グルコトヲ得右トン數中一萬  
二千トン(一萬二千九百九十二メートル式トン)ヲ超エザルモノハ千九百三十六年十二月三十一  
日迄ニ竣工セララルコトヲ得

## 第二十一條

本條約ノ有効期間中本條約第三編ノ何レカノ締約國ニ於テ本條約第三編ニ依リ制限セラレタル艦  
船ニ關シ自國ノ安全ノ要件ガ本條約第三編ノ締約國以外ノ何レカノ國ノ新艦建造ニ依リ重大ナル  
影響ヲ受ケタリト認メタル場合ニ於テハ右締約國ハ右艦船ノ艦種中ノ一又ハ二以上ニ於テ自國ノ  
トン數ニ付爲サルルコトヲ要スル増加ニ關シ、企圖セラレタル増加及之ガ理由ヲ特ニ明示シテ第  
三編中ノ他ノ締約國ニ通告シ右増加ヲ爲スノ權利ヲ有スベシ右ノ結果トシテ本條約第三編中ノ他  
ノ締約國ハ右明示セラレタル一艦種又ハ數艦種ヲ比例的ニ増加スルノ權利ヲ有スベク且右他ノ締  
約國ハ右ニ依リ生ジタル事態ニ關シ外交的手段ニ依リ相互ニ速ニ協議スベシ

## 第四篇

## 第二十二條

左記ハ國際法ノ確立セル規則トシテ受諾セララル

- (一) 潜水艦ハ其ノ商船ニ對スル行動ニ關シテハ水上艦船ガ從フベキ國際法ノ規則ニ從フコトヲ  
要ス



(二) 特ニ、商船ガ正當ニ停船ヲ要求セラレタル時ニ於テ之ヲ頑強ニ拒否スルカ又ハ臨檢若ハ捜索ニ對シ積極的ニ抗拒スル場合ヲ除クノ外軍艦ハ其ノ水上艦船タルト潜水艦タルトヲ問ハズ先ヅ乘客、船員及船舶書類ヲ安全ノ場所ニ置クニ非ザレバ商船ヲ沈没セシメ又ハ航海ニ堪ヘザルモノト爲スコトヲ得ズ右規定ノ適用ニ付テハ船ノ短艇ハ當該時ノ海上及天候ノ状態ニ於テ陸地ニ近接セルコト又ハ乘客及船員ヲ船内ニ收容スルコトヲ得ル他ノ船舶ノ存在スルコトニ依リ右乘客及船員ノ安全ガ確保セラルルニ非ザレバ安全ノ場所ト看做サルルコトナシ

締約國ハ他ノ一切ノ國ニ對シ前記規則ニ其ノ同意ヲ表センコトヲ勸誘ス

## 第五篇

### 第二十三條

左ノ例外ヲ留保シ本條約ハ千九百三十六年十二月三十一日ニ至ル迄引續キ效力ヲ有スベシ

- (一) 第四編ハ無期限ニ引續キ效力ヲ有スベシ
- (二) 第三條、第四條及第五條ノ規定竝ニ航空母艦ニ關スル限り第十一條及第二編第二附屬書ノ

規定ハ「ワシントン」條約ト同一ノ期間内引續キ效力ヲ有スベシ

締約國ハ其ノ全部ガ締約國ト爲ルベキ一層一般的ナル海軍軍備制限協定ニ依リ別段ノ取極ヲ爲サザル限り本條約ニ代リ且本條約ノ目的ヲ遂行スル新條約ヲ作成スル爲千九百三十五年ニ會議ヲ開催スベシ但シ本條約ノ何レノ規定モ右會議ニ於ケル何レノ締約國ノ態度ヲモ妨グルコトナカルベキモノトス

### 第二十四條

- 一 本條約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルベク且批准書ハ成ルベク速ニ「ロンドン」ニ於テ寄託セラルベシ一切ノ批准書寄託調書ノ認證謄本ハ一切ノ締約國ノ政府ニ送付セラルベシ
- 二 亞米利加合衆國、本條約ノ前文ニ列記セラルル全英聯盟ノ各邦ニ關シ「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下竝ニ日本國皇帝陛下ノ批准書ガ寄託セラレタル時直ニ本條約ハ右締約國ニ付實施セラルベシ
- 三 佛蘭西共和國及伊太利王國ノ批准書ガ前號ニ掲ゲラルル實施ノ日ニ於テ寄託濟ナルトキハ本條約ノ第一編、第二編、第四編及第五編ハ右ノ日ニ於テ右兩國ニ付實施セラルベク然ラザル場

合ニ於テハ右諸編ハ右兩國ノ各ニ付其ノ批准書ノ寄託アリタル時ニ於テ實施セラルベシ  
 四 本條約第三編ヨリ生ズル權利及義務ハ本條約ニ掲ゲラルル締約國ニ局限セラルル締約國ハ本條約ニ掲ゲラルル締約國ノ右第三編ニ依リ負擔スル義務ガ佛蘭西國及伊太利國トノ關係ニ於テ本條約ニ締約國ヲ拘束スル日及條件ニ關シ協定ヲ爲スベシ右協定ハ同時ニ佛蘭西國及伊太利國ノ他ノ締約國トノ關係ニ於ケル同様ノ義務ヲ決定スベシ

第二十五條

一切ノ締約國ノ批准書ノ寄託後「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ハ本條約第四編ニ掲ゲラルル規定ヲ右條約ノ署名國ニ非ザル一切ノ國ニ通知シテ確定的ニ且無期限ニテ右規定ニ加入スルコトヲ右一切ノ國ニ對シ勸誘スベシ  
 右加入ハ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ニ宛テタル宣言書ニ依リ行ハルベシ

第二十六條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ノ記録ニ寄託保存セラルベシ右本文ノ認證謄本ハ一切

ノ締約國ノ政府ニ送付セラルベシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

千九百三十年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ作成ス

- ヘンリ、エル、スタムスン
- チャールズ、ジー、ドーズ
- チャールズ、エフ、アダムス
- ジャーゼフ、ティー、ロビンスン
- デーヴィド、エー、リード
- ヒュー、ギブスン
- ドワイト、ダブリュー、モロー
- アリストテイド、ブリアン

(印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

ジー、エル、デュメル  
アー、ドゥ、フルリオ  
ジエー、ラムジ、マクドナルド  
アーサー、ヘンダスン  
エー、ヴィー、アレグザンダー  
ダブリュー、ウエヂウッド、ベン  
フィリップ、ロア  
ジエームズ、イー、フュントン  
ティー、エム、ウィルフォード  
シー、ティー、ティー、ウォーター  
ティー、エー、スミディ  
アトール、シー、チャタジー  
ジー、シリアンニ  
アー、チー、ボルドナロ

(印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)

アルフレド、アクトン  
若槻禮次郎  
財部 彪  
松平 恒雄  
永井 松三

(印) (印) (印) (印) (印)

年 報 刊 行 事 務 報 告 書

第 一 章 概 論

一、事業の概況  
本年度は、前年度に引き続き、事業の進捗状況を調査し、その結果を報告する。本年度は、事業の進捗状況を調査し、その結果を報告する。

第 二 章 経 営 概 況

一、経営の概況  
本年度は、経営の概況を調査し、その結果を報告する。本年度は、経営の概況を調査し、その結果を報告する。

○ 経営の概況を調査し、その結果を報告する。

○昭和六年外務省告示第一號（昭和六年一月一日官報號外掲載）

昭和五年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ署名セラレタル千九百三十年「ロンドン」海軍條約ニ對スル帝國ノ批准書ハ亞米利加合衆國及全英聯盟（「アイルランド」自田國ヲ除ク）ノ批准書ト共ニ昭和五年十月二十七日「ロンドン」ニ於テ寄託セラレタリ

昭和六年一月一日

外務大臣 男爵 幣原喜重郎

○昭和六年外務省告示第二號（昭和六年一月一日官報號外掲載）

昭和五年四月二十二日「ロンドン」ニ於テ署名セラレタル千九百三十年「ロンドン」海軍條約ニ對スル「アイルランド」自田國ノ批准書ハ昭和五年十二月三十一日「ロンドン」ニ於テ寄託セラレタリ依テ本條約ハ右寄託ト同時ニ帝國、亞米利加合衆國及全英聯盟ニ付實施セララルニ至レリ  
昭和六年一月一日

外務大臣 男爵 幣原喜重郎

三ノA 6



